

新潟市障がい者地域生活支援事業（移動支援事業、生活サポート事業、
日中一時支援等事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を実施し、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、新潟市とする。

（事業内容）

第3条 市は、法第77条の規定による地域生活支援事業として実施する事業（以下「障がい者地域生活支援事業」という。）に関して、給付事業を実施し、第15条第1項に規定する生活支援給付費をもって行う。

（給付対象事業）

第4条 障がい者地域生活支援事業として前条の給付の対象となる事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 移動支援事業（個別支援型、グループ支援型）
社会生活上必要不可欠な外出のための支援
- （2） 生活サポート事業
日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援
- （3） 日中一時支援等事業（日帰り短期入所型、短期入所型）
日中又は宿泊を伴う短期間の施設での支援

（対象事業者）

第5条 第4条第1号から第3号に掲げる事業を実施する事業者は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業を行う者とする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りでない。

2 移動支援事業の従事者は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- （1） 平成18年9月30日現在における外出介護に従事する要件を満たす者
- （2） 重度訪問介護従事者養成研修、行動援護従事者養成研修及び同行援護従事者養成研修を修了した者
- （3） 新潟市移動支援事業従事者養成研修実施要綱に定める認可研修を修了した者
- （4） （1）から（3）に定める研修過程に準じる事業所内研修を修了した者

（単独型移動支援事業所）

第6条 事業者が、第5条第1項ただし書きの規定により移動支援事業を行う場合は、次の各項を満たすこととする。

- 2 移動支援事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。
- 3 事業者は、移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら移動支援事業の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
- 4 事業者は、移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(単独型日中一時支援等事業所)

第7条 事業者が、第5条第1項ただし書きの規定により日中一時支援等事業を行う場合は、次の各項を満たすこととする。

- 2 事業者は、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、日中一時支援等事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
- 3 従業員の員数
 - (1) 嘱託医 1人以上
 - (2) 生活支援員又は介護職員 生活支援員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、事業所の定員の数を4.3で除して得た数以上とする。
- 4 設備
 - (1) 多目的室(サービス提供、食事、談話の場)
 - (2) 相談室 室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等を設けること
 - (3) 洗面設備、便所
- 5 前項に規定する多目的室及び相談室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 6 第4項に規定する設備は、専ら当該日中一時支援等事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(事業者の登録等)

第8条 第4条各号に掲げる事業を実施する事業者は、事前に市に登録するものとし、当該事業者は、別記様式第1号により登録のための申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録を決定し、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。
- 3 前項により登録の決定を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業の中止、廃止若しくは再開をしようとするときは、速やかに別記様式第3号又は別記様式第4号により市長に届け出なければならない。

- 4 登録事業者は、居宅介護事業者及び関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業運営が図られるよう努めなければならない。
- 5 登録事業者は、入浴サービスや食事サービスを提供する場合、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理についても十分配慮しなければならない。
- 6 登録事業者は、利用者の利用実績について、台帳等必要な書類を備え付けなければならない。
- 7 登録事業者は、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第80号)で定める基準に準じる事項を遵守しなければならない。

(対象者)

第9条 障がい者地域生活支援事業を利用できる対象者は、新潟市内に住所を有する者又は居住地特例地が新潟市内である者とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 移動支援事業 屋外での移動が困難な障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要と認められた者(全身性障害児(者)、知的障害児(者)、視覚障害児(者)1・2級、精神障害児(者))
- (2) 生活サポート事業 法による介護給付支給決定者以外の障がい者等であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者
- (3) 日中一時支援等事業
 - ア 日帰り短期入所型 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた障がい者等
 - イ 短期入所型 介護者が介護できない状況等の障がい者等であって、短期間施設で支援が必要と認められた者

(利用手続き等)

第10条 障がい者地域生活支援事業を利用しようとする者又はその保護者は、別記様式第5号により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、調査に基づき障がい者地域生活支援事業の種類及び利用量を定め、利用の決定を行い、別記様式第6号により当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項により障がい者地域生活支援事業の利用の決定をしたときは、当該利用の決定を受けた者(以下「利用決定者」という。)へ利用証を交付するものとする。

(障がい者地域生活支援事業の利用決定期間)

第11条 障がい者地域生活支援事業の利用決定の有効期間(以下「利用決定期間」という。)は、最長1年とする。

- 2 障がい者地域生活支援事業の利用決定期間の満了後においても、継続して障がい者地域生活支援事業の利用が必要と見込まれるときは、更新の申請をすることができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第9条第2号及び第3号のイの対象者は、法による介護給付費支給決定者と認定された場合、利用決定期間は介護給付費の支給決定のあった日に遡って喪失

するものとする。

- 4 利用決定者は、利用決定期間が満了した場合又は前項の規定が適用された場合、市長へ利用証を返還するものとする。

(利用証の提示)

第12条 利用決定者は、障がい者地域生活支援事業を利用しようとするときは、登録事業者に利用証を提示しなければならない。ただし、やむを得ない理由により利用証を提示できない場合は、この限りではない。

(利用決定等の変更等)

第13条 利用決定者は、現に利用決定を受けている障がい者地域生活支援事業の種類及び利用量に関する事項を変更する必要があるときは、市長に対し別記様式第7号により変更の申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の変更の申請書を受領したときは、内容を審査し、変更の決定を行い、別記様式第8号により当該申請者に通知するものとする。

(利用決定の取り消し)

第14条 市長は、次に掲げる場合には、第10条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用決定者が障がい者地域生活支援事業を受ける必要がなくなったと認められる場合
- (2) 利用決定者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められる場合（居住地特例地が市内であるときを除く。）
- (3) その他市長が利用を不相当と認める場合

- 2 前項により利用決定を取り消された者は、市へ利用証を返還するものとする。

(生活支援給付費)

第15条 市長は、利用決定者が、利用の決定に基づく障がい者地域生活支援事業を利用したときは、当該利用決定者に対し、当該障がい者地域生活支援事業に要した費用について、生活支援給付費を支給するものとする。

- 2 生活支援給付費の額は、障がい者地域生活支援事業の種類ごとに障がい者地域生活支援事業に通常要する費用として、別表1に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障がい者地域生活支援事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該障がい者地域生活支援事業に要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次条第2項の規定に該当する場合又は市長が認める場合は、当該同一の月における生活支援給付の額は、前項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内の額とすることができる。
- 4 利用決定者が登録事業者から障がい者地域生活支援事業を受けたときは、市長は、当該利用決定者が当該登録事業者から支払うべき当該障がい者地域生活支援事業に要した費用（法に規定

する特定費用を除く。)について、生活支援給付費として当該利用決定者に支給すべき額の限度において、当該利用決定者に代わり、当該登録事業者に支払うことができる。

- 5 前項の規定による支払いがあったときは、利用決定者に対し生活支援給付費の支給があったものとみなす。

(利用者負担等)

第16条 利用決定者が障がい者地域生活支援事業を利用した場合は、別表1に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障がい者地域生活支援事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該障がい者地域生活支援事業に要した費用の額)から、前条第1項に規定する生活支援給付費の額を控除した額(以下「事業の利用者負担額」という。)を負担するものとし、事業者にこれを支払うものとする。

- 2 前項の事業の利用者負担額の上限額(以下「負担上限月額」という。)は、法による障害福祉サービスに係る利用者負担額と合算して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)で定める額とする。

- 3 法による障害福祉サービスにおいて利用者負担上限額管理事業者が定められている場合、当該管理事業者が、法による障害福祉サービスに係る利用者負担額と事業の利用者負担額を合わせた上限額管理を行うものとする。ただし、障がい者地域生活支援事業のみを利用し、負担上限月額を超える可能性があるものと市長が認め、かつ複数の登録事業者を利用する利用決定者については、法による障害福祉サービスと同様の手続きにより利用者負担上限額管理事業者を定め、上限額管理を行うものとする。

- 4 第4条第3号の障がい者地域生活支援事業の利用者で、登録事業者が行う食事の提供を受けた者は、実費相当額を負担するものとし、当該登録事業者にこれを支払うものとする。ただし、市町村民税世帯非課税者又は生活保護受給者は、実費相当額から別表2に定める額を控除した額を当該登録事業者を支払うものとする。

(利用者負担額の減額・免除等)

第17条 障がい者地域生活支援事業に係る利用者負担額の減額、免除等を希望する者は、別記様式第5号により市長に申請するものとし、市長は、当該申請書を受理したときは、内容を審査し、当該減額、免除等の要否を決定し、別記様式第6号により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項による利用者負担額の減額、免除等の決定の内容について変更の希望をする者は、別記様式第7号により市長に申請するものとし、市長は、当該変更申請書を受理したときは、内容を審査し、変更を決定し、別記様式第8号により当該申請者に通知するものとする。

(高額生活支援サービス費)

第18条 市長は、利用決定者が利用の決定に基づく障がい者地域生活支援事業に要した費用の額並びに施行令第43条の4に規定する障害福祉サービス及び居宅サービス等並びに児童福祉法第21条の5の3に規定する指定通所支援並びに児童福祉法第24条の2に規定する指定入

所支援並びに法第76条に規定する補装具の購入又は修理に要した費用の合計から、第15条に規定する生活支援給付費並びに施行令第43条の4に規定する介護給付費等及び介護サービス費等並びに児童福祉法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費並びに児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所給付費並びに法第76条に規定する補装具費の合計額を控除して得た額が、次項に規定する高額生活支援サービス算定基準額を超えた場合については、当該利用決定者に対し、高額生活支援サービス費を支給する。

- 2 高額生活支援サービス算定基準額は、施行令第43条の6に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を用いることとする。
- 3 高額生活支援サービス費の支給を受けようとする者は、別記様式第9号により市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の決定を行い、別記様式第10号により申請者に通知するものとする。

(調査等)

第19条 市長は、障がい者及び障がい児の福祉のために必要と認めるときは、事業者又はその従業員その他本事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせ、若しくはその事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき市長が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 前項の調査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し等)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る第8条第1項の登録を取消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は第15条に規定する生活支援給付費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 事業者が、不正の手段により第8条第2項の登録を受けたとき。
- (2) 生活支援給付費、介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 登録事業者が、第8条第4項から第7項に規定する事項を遵守しないとき。
- (4) 事業者が、法第36条第3項第1号から第13号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は前項の規定により登録の取り消し又は登録の全部もしくは一部の効力の停止を行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表 1

障がい者地域生活支援事業に要する費用

サービスの種別		報酬単価
移動支援事業	個別支援型	<p>身体介護を伴う場合</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表</p>
	個別支援型	<p>身体介護を伴わない場合</p> <p>第1-1-イに規定する単位数を適用する。 また、注10、11、13、14の規定を準用する。この場合において「居宅介護」及び「指定居宅介護等」とあるのは「移動支援」と、「指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）」及び「指定居宅介護事業所等」とあるのは「移動支援事業所」と読み替えるものとする。 第1-2、4に規定する単位数を適用する。 また、それぞれの注の規定を準用する。この場合において「居宅介護」及び「指定居宅介護等」とあるのは「移動支援」と、「指定居宅介護事業所等」とあるのは「移動支援事業所」と読み替えるものとする。</p>
	グループ支援型	<p>身体介護を伴う場合</p> <p>第1-1-イに規定する単位数の100分の70に相当する単位数を適用する。 また、注10、11、13、14の規定を準用する。この場合において「居宅介護」及び「指定居宅介護等」とあるのは「移動支援」と、「指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）」及び「指定居宅介護事業所等」とあるのは「移動支援事業所」と読み替えるものとする。 第1-2、4に規定する単位数を適用する。 また、それぞれの注の規定を準用する。この場合において「居宅介護」及び「指定居宅介護等」とあるのは「移動支援」と、「指定居宅介護事業所等」とあるのは「移動支援事業所」と読み替えるものとする。</p>
	グループ支援型	<p>身体介護を伴わない場合</p> <p>第1-1-ハに規定する単位数を適用する。 また、注10、11、13、14の規定を準用する。この場合において「居宅介護」及び「指定居宅介護等」とあるのは「移動支援」と、「指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）」及び「指定居宅介護事業所等」とあるのは「移動支援事業所」と読み替えるものとする。 第1-2、4に規定する単位数を適用する。 また、それぞれの注の規定を準用する。この場合において「居宅介護」及び「指定居宅介護等」とあるのは「移動支援」と、「指定居宅介護事業所等」とあるのは「移動支援事業所」と読み替えるものとする。</p>
生活サポート事業		<p>第1-1-イ及びハに規定する単位数を適用する。 また、注10から14までの規定を準用する。この場合において「居宅介護」、「指定居宅介護」及び「指定居宅介護等」とあるのは「生活サポート」と、「指定居宅介護事</p>

		<p>業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）及び「指定居宅介護事業所等」とあるのは「生活サポート事業所」と読み替えるものとする。注12については、一体的に事業を実施する指定居宅介護事業所等において、基準に適合しているものとして都道府県知事又は市長に届け出ている場合は、生活サポート事業においても特定事業所加算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を算定する。</p> <p>第1-2, 4に規定する単位数を適用する。</p> <p>また、それぞれの注の規定を準用する。この場合において「居宅介護」及び「指定居宅介護等」とあるのは「生活サポート」と、「指定居宅介護事業所等」とあるのは「生活サポート事業所」と読み替えるものとする。</p>
日中一時支援等事業	短期入所型 (1日につき)	<p>① 障がい者 第7-1-イ(1), (2)に規定する単位数を適用する。この場合において、「新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給等決定事務取扱要領」別記様式第2号の調査内容により3区分に分類し、支援の度合いが高い区分から(二), (四), (五)をそれぞれ適用し、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>② 障がい児 第7-1-イ(3), (4)に規定する単位数を適用する。この場合において、「新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給等決定事務取扱要領」別記様式第2号の調査内容により3区分に分類し、支援の度合いが高い区分から(一), (二), (三)をそれぞれ適用し、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>③ 障がい者(児) 第7-1-ロ, 注5, 注6, 注7について「指定短期入所事業所」とあるのは「日中一時支援事業所」と、「指定短期入所」とあるのは「日中一時支援」と読み替えて適用し、一体的に事業を実施する指定短期入所事業所において、基準に適合しているものとして都道府県知事又は市長に届け出ている場合は、日中一時支援等事業所においても1日につき所定単位数を算定する。</p>
	日帰り短期入所型 (1日につき)	<p>④ 短期入所型(①, ②)の基準により算定された単位を4時間未満, 4時間以上8時間未満, 8時間以上で区分し、それぞれ1/4, 2/4, 3/4の割合を乗じて得た単位とする。(小数点以下は四捨五入する。)</p>
	<p>※短期入所型 ※日帰り短期入所型</p>	<p>通所施設・在宅サービス等軽減の認定者、市町村民税世帯非課税者又は生活保護受給者に対して、当該登録事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た登録事業者において食事の提供を行った場合は、次に掲げる区分により、1日につき所定単位数に加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所型 第7-8に規定する単位数 ・日帰り短期入所型 第6-10に規定する単位数 <p>第7-2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 11, 12について、「指定短期入所事業所」とあるのは「日中一時支援事業所」と、「指定短期入所」とあるのは「日中一時支援」と読み替えて適用し、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>第7-3, 4, 5, 6, 10, 11について、「1のロの医療型短期入所サービス費」とあるのは「短期入所型③の規定による所定単位数」と読み替えるものとする。</p> <p>第7-10について、「1のイの福祉型短期入所サービス費」とあるのは「短期入所型①又は②の規定による所定単位数」と読み替えるものとする。</p>

	第7-6, 9については、一体的に事業を実施する指定短期入所事業所において、基準に適合しているものとして都道府県知事又は市長に届け出ている場合は、日中一時支援等事業所においても栄養士配置加算、緊急短期入所体制確保加算として所定単位数を算定する。
移動支援事業，生活サポート事業，日中一時支援等事業	第16条第3項の規定により利用者負担上限額管理事業者（登録事業者）を定めて上限額管理を行った場合，1月につき第1-3に規定する単位数を加算する。

注 単位数の合計を1単位10円として換算するものとする。ただし，算定した額に1円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表2

食事の提供を行うサービスの種類		控除額（1日につき）
日中一時支援等事業	①短期入所型	第7-8に規定する単位数に10円を乗じた額
	②日帰り短期入所型	第6-10に規定する単位数に10円を乗じた額

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(施行前準備)

- 2 第6条に基づく申請は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前においても受理できるものとする。
- 3 施行日前において現に法第19条に規定する介護給付費（居宅介護（外出介護））の支給決定を受けている者は、第4条第1号に定める障がい者地域生活支援事業に係る第10条第2項に基づく決定を受けた者とみなすことができる。
- 4 施行日前において現に法第19条に規定する介護給付費（居宅介護（身体介護、家事援助））の支給決定を受けている者かつ法第21条第1項による障害程度区分の認定において非該当となった者は、第4条第2号に定める障がい者地域生活支援事業に係る第10条第2項に基づく決定を受けた者とみなすことができる。
- 5 施行日前において現に法第19条に規定する介護給付費（短期入所）の支給決定を受けている者は、第4条第3号に定める障がい者地域生活支援事業に係る第10条第2項に基づく決定を受けた者とみなすことができる。

(経過措置)

- 6 平成28年3月31日までの間、第16条第1項及び第2項により算定される事業の利用者負担額及び負担上限月額及び第18条第2項に規定する高額生活支援サービス算定基準額については、それぞれの額の100分の80に相当する額とし、算定するものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年3月31日までの間、第16条第1項及び第2項により算定される事業の利用者負担額及び負担上限月額及び第18条第2項に規定する高額生活支援サービス算定基準額については、それぞれの額の100分の80に相当する額又は利用決定を受けた者が市町村民税非課税世帯に属する場合は、100分の70に相当する額とし、算定するものとする。
- 3 改正後の新潟市障がい者地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成19年4月の利用分から適用し、同年3月までの利用分については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市障がい者地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成22年4月の利用分から適用し、同年3月までの利用分については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市障がい者地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成24年4月の利用分から適用し、同年3月までの利用分については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。